

自転車利用の現場観察
—事故を起こしやすい状況を考える—
第8回 右側通行の危険性を探る

これは、(一財)日本交通安全教育普及協会発行「交通安全教育」2020年9月号に掲載された記事の概要を紹介するものである。筆者は(一財)日本自転車普及協会 学芸員 谷田貝一男氏である。図9及び図10は記事を元にSDAで作図し、他の図はすべて同記事から引用させていただいた。

1. はじめに

自転車は道路交法第17条4及び第18条で「歩道と車道の区別のあるときは車道の左側端に寄って通行しなければならない」と定められているにもかかわらず、右側通行をする理由を前回考えた。

様々な理由があるが、大別すると次の3項目になる。

- 自転車は左側通行であることを知らなかった。
- 左側・右側を意識しないで通行している。
- 自転車は左側通行であることを知っているにもかかわらず、自己の都合で右側通行をしている。

しかし、いずれの理由でも自転車で右側通行する人は、右側通行に事故を起こす危険性が潜んでいることを承知していないと思われる。

また、アンケート調査によると、「他人が運転している自転車を見て危険と感じたのは具体的にどのような状況であったか」という問いに対して、「車道の右側を通行する」の回答率(複数回答)が27.4%であった。また、「自転車走行で危険に感じたり、思ったりする自転車」という問いに対して、「車道を自動車の進行と逆向きで走っている自転車」の回答率(複数回答)が40.5%であった。

このように自転車の右側通行は、他人から見ると危険であると感じている者は少なくないことが分かる。今回は、どのようなときに危険な状況が起こるのか、現場で観察した状況を基に考えてみる。

2. 自転車の右側通行による事故発生を招く危険な状況観察

(1) 歩行者の後方からの接近時

右側通行している歩行者の後方から右側通行の自転車が接近している写真(図1-1)を交通安全講習参加者に見せて、どのようなときにどのような事故が発生するかという質問をする。参加者のほぼ全員が「自転車は音がしないので後方から接近していることが分からず、歩行者が横に動いたときに追突事故が発生する」という回答である。特に図1-2のように数人の子供が話をしながら通行している右側を通過して追い越すときは極めて危険である。



図1-1 右側通行の歩行者に接近



図1-2 数人の子供の横は危険

このような危険性は歩行者が左側通行しているときもある。図2は左側通行している歩行者を左側通行している自転車が追い越そうとしている状況である。前例と同様の危険性がある。

図3の写真交通安全講習参加者に見せて、誰にどのような危険が潜んでいるかという質問をしたところ、次のような意見があった。

- **歩行者**:後方から追い越す自転車による接触事故が発生する危険。
- **自転車**:歩行者を追い越すときに接触事故が発生する危険。歩行者を追い越そうとして道路の中央寄りに移動したとき、後方から接近してきた自動車による追突事故が発生する危険。
- **自動車**:前方の自転車が急に道路中央寄りに進路を変えたとき、追突事故が発生する危険。

歩行者が左側通行をすると、事故発生の危険が歩行者と自転車だけではなく、状況によっては自動車にも、及ぶことがある。



図2 歩行者の左側通行は危険



図3 状況によっては自動車との事故も

(2) 自転車同士の交錯時

図4は左側通行の自転車と右側通行の自転車が交錯する瞬間である。この写真を交通安全講習参加者に見せて、どのようなときにどのような危険が潜んでいるか事故が発生するかという質問をするが、最も多いのは「分からない」という回答だ。

道路の端を通行している自転車同士が交錯すると、いずれかの自転車が道路の中央寄りに進路を変える必要がある。この写真では自動車が接近している。左側通行の自転車は気付いているのかどうかは不明だが、右側通行の自転車は分かっている。このため、右側通行の自転車は道路の中央寄りに進路を変えることはなく、結果的に左側通行の自転車が中央寄りに進路を変えている。進路を変えた瞬間、もし自動車が前方確認をしっかり行っていなかったら追突事故が発生する危険性がある。すなわち、交通法令に基づいて正しい通行を行っている自転車が被害者になるということである。

右側通行する理由の中に、「対向から接近してくる自動車との通行位置が分かるので、車幅を広くとって交錯することが可能となり、時には右端に避けて、危険を回避できる」という意見があるが、この写真の例のように、加害者となる危険性が潜んでいることがある。



図4 自転車同士の交錯時

(3) 右折時

信号機のない交差点を右折するときの車道左側通行率は**26.7%**であり、右側通行しながら右折する自転車が極めて多いが、この場合、追突事故や正面衝突事故が発生する危険性が高い。

図5は自転車が右側通行しながら右折している状況である。左右の通行状況が見えない交差点であるため、右方向前方に歩行者がいることに気付いていなかったが、自転車が徐行をしていたために、右折直後に歩行者に気付いて左側から追い越した。自転車の速度が速いときや歩行者との距離が短いときは右側通行の自転車が追突事故の加害者になる状況である。



図5 右側通行で右折するのは危険

図6-1は左右の通行状況が見える信号機のない交差点を右側通行しながら右折している自転車である。この自転車は右折時に周囲確認を行っていないため、右方向から来る自転車に気付いていなかった。右折後も右側通行を20m続けたあと、右側にある商業施設の駐輪場に入っていった。右折時に対向から直進する自転車との衝突事故の危険性という認識が全くなかった。

これに対して、図6-2の右側通行しながら右折しようとしている自転車は、右方向から自転車が来ることに気付いていたため、速度を落とせば安全だという意識で右折した。



図6-1・2 右側通行で右折しても気付かないか、気付いたら速度を落とせばいいと考える

(4) 自動車との交錯時

右側通行する自転車が自動車と交錯するときには、事故の加害者になると同時に被害者にもなる危険がある。

図7の交差点は手前から左右の道路と交差し、その先がY形に分かれている五差路交差点で、いずれの道路も幅員が6mである。この交差点を左折する自動車の左横を、前方Y形の左側道路から右側通行で横断してきた自転車が通過している状況である。自転車は自動車が直進すると思ったようで、自動車が警報器を



図7 左折する自動車の横を右側通行

鳴らして注意を呼びかけ、その音で歩行者が振り向いている。

図8の自転車は右側通行しているが、前方から大型車両が接近すると、車体を右側に傾けながら一時停止した。道路端が舗装されていないため、足を確実に路面に付けて車体をしっかり支えないと転倒する危険性がある。なぜこのような状況になったのか。

この道路は終日、大型車両の通行量が多い、上下各幅員3mの1車線、歩道のない県道で、この地点50m先に右方向に市道がつながる信号機のないT字路交差点がある。左側通行ではT字路で一時停止して右折するのに時間を要するため、右側通行をする自転車が多い箇所である。

このような道路で自転車が左側通行するときと右側通行するときとは事故発生頻度に違いがある。



図8-1 大型車両が多い道路で右側通行



図8-2 足をついたが転倒の可能性も

自転車が左側通行していると、図9で示したように後方の自動車はこの自転車の後方位置で走行を続けることができる。しかし、自転車が右側通行していると、図10で示したように、同一車線内を対向から進行する普通乗用車とは交錯できるが、大型車両と交錯するときは車幅が狭いため自転車が一時停止する。このとき、結果として図8-2のような状況になってしまう。

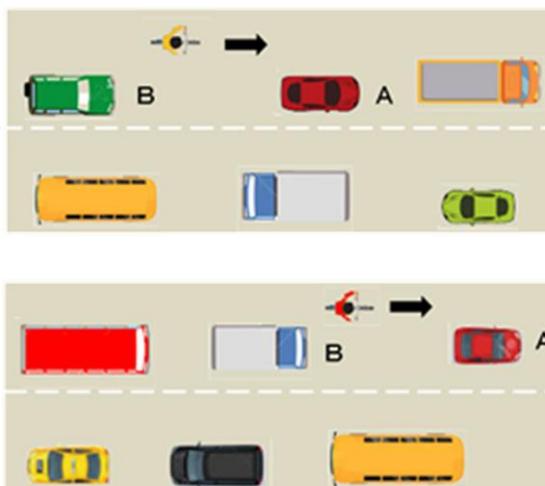


図9 左側通行すると

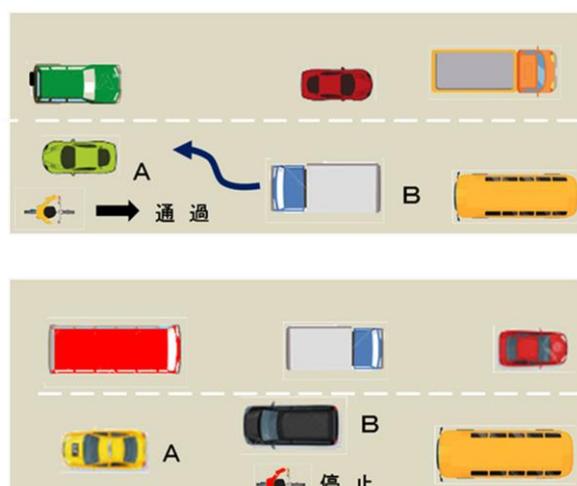


図10 右側通行すると

(5) 駐車車両追い越し時

右側通行の自転車が駐車車両を追い越すとき、その車両の先が見えないため、通行状況の確認ができない。しかし、図 11 の自転車は駐車中の大型車両の前で一時停止することなく、右側通行をしながら駐車車両を追い越している。

この道路(国道)は通行量が少なくはないが、この自転車が駐車車両に接近する 100m 以上前から通行車両がなかったため、追い越し時にも対向からの通行車両がないと思った可能性がある。

交通安全講習参加者にこの写真を見せるとほぼ全員が、右側通行をすると追い越し時に対向車両との正面衝突が発生し、被害者になる危険性を指摘した。



図 11 右側通行の自転車が駐車車両を追い越し

3. 交通安全講習会での指導について

現場の状況観察から、自転車の右側通行だけでなく、歩行者の左側通行も同様に事故発生の危険があることが分かる。

図 12 は朝の通勤通学時間帯で、進行方向左側にある駅に向かうときの様子である。自転車は左側通行 2 台、中央から少し右寄り 1 台、歩行者は右側通行二人、左側通行 5 人で、通行位置違反は自転車よりも歩行者が多い。歩行者が左側通行する理由は「左側、右側を意識していない」「他の歩行者が左側通行をしている」「目的地が左側にある」ことで、これは前回紹介した。



図 12 通勤通学時の歩行者の違反状況

交通安全講習で自転車は左側通行であることを指導するが、自転車利用者は全員が必ず歩行者にもなる。したがって「自転車は左側通行、歩行者は右側通行」と、自転車の立場と歩行者の立場を同時に指導することと、通行路違反の危険な状況とそのときの加害者・被害者を説明することがポイントになる。

具体的にどのような順序で指導していくか、高校生以上を対象とした交通安全講習会での一例を紹介する。

- ① 講習会当日の開始前に参加者から「自転車の右側通行や歩行者の左側通行によって発生した事故やヒヤリハット(事故には至らなかったが怖いという気持ちになった)の経験・観察の有無」の項目を含めたアンケートをとる。
- ② アンケート結果の紹介、参加者から経験・観察の状況について発言してもらい、解説を加える。
- ③ 今回紹介したようないろいろな場面ごとに、事故発生の危険性が潜んでいる原因とそのときの加害者・被害者をイラストや写真、ドライブレコーダーによる動画を使って、できる限り具体的に伝える。
- ④ 参加者に感想を述べてもらいながら、今後の歩行者として、自転車利用者としての正しい通行方法を確認する。

小学生や中学生に対しては実技・実演を含めて様々な方法で指導が行われているが、小学生低学年や幼稚園児を対象に少人数でも簡単にできる指導の一例を紹介する。

図13のように床にテープを貼って道路を設定する。児童・園児が歩行者として右側通行し、自転車の写真パネルを持った大人が自転車役として左側通行しながら接近する場面を作る。

このとき児童・園児はどのような行動をするか観察しながらその行動の理由を尋ねる。「止まる」「左に避ける」などいろいろな行動をとるが、それぞれの行動に対して安全性・危険性を説明し、危険がある場合には自転車に乗っているときも含めて安全な行動方法を伝える。

次に児童・園児が左側通行し、自転車役の大人が左側通行しながら児童・生徒の後方から接近して追い越すときに接触する場面を作る。

この二つの体験で右側通行と左側通行のどちらが歩行者として、また、自転車に乗ったときに安全か質問しながら理解してもらうという指導方法である。

左側通行・右側通行という交通法令を伝えるだけでは、これまでの状況観察からその効果は現れにくいと思われる。違反することでの事故発生の危険性を伝えることも重要で、自転車だけではなく、特に歩行者に対しても左側通行をしたときの危険性を提示して説明し、理解してもらうことが自転車の左側通行への誘導につながる。



図13 園児に対し、自転車の写真パネルで指導

以上